

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

役員選出規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 役員選出規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）定款第22条の規定に基づき、役員を選出方法を定めることを目的とする。

（選考）

第2条 役員候補者の選考は、三役会が行い、選考結果を理事会に提出するものとする。

（選考基準）

第3条 理事の選考基準は、次の資格要件を充足する者とする。

（1） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条による要件

イ 法人でないこと

ロ 一般法、会社法、民事再生法、会社更生法及び破産法等の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと

ハ 上記ロの法律の規定以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと

（2） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条による要件

各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないこと

（3） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条による要件

イ 公益法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものでないこと

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと

- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令による要件
 - イ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者でないこと
 - ロ 当該理事の使用人でないこと
 - ハ 前ロに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものでないこと
 - ニ 前ロに掲げる者の配偶者でないこと
 - ホ 前イから前ハまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするものでないこと
- (5) 能力的要件
 - イ センター事業の理念と実態に対する十分な理解
 - ロ 関係法令、定款への知見
 - ハ 事業運営や組織運営に関する判断能力と執行能力
 - ニ リーダーシップ
 - ホ 協調性（独善的、専横的にならないこと）
- (6) その他、定款及び法令の定めに関しない者。

2 監事の選考基準は、前項の他、次の資格要件を充足する者とする。

- (1) センターの理事や使用人でないこと
- (2) 以下の条件のいずれかを満たす者
 - イ 法人の業務運営に一定の知見を有し、業務監査能力を備えていること
 - ロ 会計制度に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えていること
 - ハ 関係法令に一定の知見を有し、理事並びに理事会の職務の執行又は決定等が法令に違反しないよう監視できる能力を備えていること
- (3) その他、定款及び法令の定めに関しない者。

(選出)

第4条 役員候補者の選出は、理事会が行うものとする。

(選出方法)

第5条 次の要素を考慮し、役員候補者を選出する。

- (1) これまでの就業状況が申し分ないこと
- (2) 性別の比率が偏らないこと
- (3) 行政や特定業界出身者が多すぎないこと
- (4) 商工団体や学識経験者としての理事については、適正な割合とすること
- (5) 特別会員の活用を図ること
- (6) 地域的な偏りがないこと
- (7) 年齢の偏りがないこと
- (8) 肉体的精神的に健全であること
- (9) 役員の職を遂行する強い責任感があること
- (10) その他、役員に必要と思われる要素

(情報提供)

第6条 センター事務局は、役員候補者の審議にあたり理事会並びに三役会から要請があった場合は、下記各号の情報を提供しなければならない。

- (1) 選考又は選出する役員候補者の経歴、他の役員との関係、その他の役員候補者に関する情報
- (2) 解任する役員候補者に関する情報
- (3) その他、法令の定めにかたはら反さない範囲で、理事会並びに三役会において必要とされた情報

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程（第3条第1項第1号）は、令和3年4月1日より施行する。